

○教育開発支援センター規程

平成20年10月9日

制定

(目的及び趣旨)

第1条 この規程は、本学における教育の質的向上に向けた全学的な教育支援体制に係る諸施策の企画・開発及び推進を図るとともに、組織的かつ継続的に教育内容及び教育方法の改善（FD活動）を行い、本学の教育の発展に寄与することを目的として、教育推進部規程第12条第2項の規定に基づき、教育開発支援センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定める。

(業務)

第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 教育内容・方法の改善の支援及び推進に関する事項
- (2) 教育効果の評価方法の開発及び実施に関する事項
- (3) 教員の教育力向上の支援及び推進に関する事項
- (4) 全学的な教育システムの調査及び開発に関する事項
- (5) 教材開発・改善の支援及び推進に関する事項
- (6) 授業に関わる相談・改善に関する事項
- (7) 授業に関わるスタッフ（TA、SA等）の資質向上支援に関する事項
- (8) 教育環境向上のための研究及び調査に関する事項
- (9) 教育内容・方法に適した教育施設・設備の立案、管理に関する事項
- (10) 大学教育に関する学内外の情報、図書、資料の収集及び分析並びに情報の発信に関する事項
- (11) その他センターの目的達成のために必要な事項

(組織)

第3条 センターの業務を遂行するため、次の委員会を置く。

- (1) センター委員会（以下「委員会」という。）
- (2) センター専門委員会（以下「専門委員会」という。）

(構成)

第4条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長

(3) センター専門委員（以下「専門委員」という。） 若干名

(4) 事務職員

2 前項のほか、次の職を置くことができる。

(1) 顧問

(2) 研究員

(センター長)

第5条 センター長は、センターを代表し、センターの業務を統括する。

2 センター長は、学長が本学専任教育職員のうちから理事会に推薦し、理事会が任命する。

3 センター長の任期は4年とし、再任を妨げない。

4 センター長が欠けたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

2 副センター長は、学長が本学専任教育職員のうちから理事会に推薦し、理事会が任命する。

3 副センター長の任期は4年とし、再任を妨げない。

4 副センター長が欠けたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第7条 専門委員は、第2条に規定する業務に従事する。

2 専門委員は、本学専任教育職員の中から、センター長が委嘱する。

3 専門委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(顧問)

第8条 顧問は、専門的見識に基づき、センターの事業計画及び運営に参画する。

2 顧問は、委員会の議を経て学長が委嘱する。

3 顧問の任期は1年とし、再任を妨げない。

(研究員)

第9条 研究員は、その専門的知見に基づき、センターの活動全般に寄与するものとする。

2 研究員は、委員会の議を経てセンター長が委嘱する。

3 研究員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(委員会)

第10条 委員会は、次の事項について協議・意思決定する。

- (1) センターの事業計画及び執行に関する事項
- (2) センターの実施事業に関する自己点検・評価
- (3) センターの顧問及び研究員の人事に関する事項
- (4) その他センターの運営に関する重要事項

2 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 各学部から選出された専任教育職員 各1名
- (4) 専門委員のうちから、センター長が指名する者 若干名
- (5) 事務職員 1名

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長はセンター長をもって充て、副委員長は副センター長をもって充てる。

5 第2項第1号及び第2号の委員の任期は役職任期中とする。

6 第2項第3号から第5号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

7 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

8 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は、出席委員の3分の2以上の同意をもって決する。

9 第2項第3号に規定する委員が出席できないときは、当該学部の他の構成員の代理出席を認める。

10 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

11 審議過程にある事案が、全学的に議論すべきものと判断される場合は、委員長の責任において教育推進委員会に付議するものとする。

12 審議決定した事案が、全学的に周知すべきものと判断される場合は、委員長の責任において教育推進委員会に報告するものとする。

(専門委員会)

第11条 専門委員会は、第2条に規定する業務の遂行に関する事項を審議する。

2 専門委員会は、第4条に規定する構成員で構成する。ただし、事務職員については2名を限度とする。

3 専門委員会は、センター長が招集し、議長となる。

(プロジェクト)

第12条 センターに、第2条に規定する業務の遂行のため、委員会の議を経て、プロジェクトを置くことができる。

- 2 プロジェクトの代表は、副センター長又は専門委員とする。
- 3 プロジェクトの構成員は、専門委員会の議を経て、センター長が任命する。
- 4 プロジェクトの代表は、毎年度の終わりに、当該年度の業務の成果及び次年度の業務計画を、専門委員会に報告するものとする。
- 5 プロジェクトの代表は、センター長から請求があった場合は、速やかに業務の進捗状況や結果について報告しなければならない。

(事務)

第13条 センターに関する事務は、授業支援グループが行う。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程(改正)は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 平成25年10月1日に任命されるセンター長及び副センター長の任期は、第5条第3項及び第6条第3項の規定にかかわらず平成28年9月30日までとする。

附 則

この規程(改正)は、平成26年10月1日から施行する。